

# 公益財団法人日本セーリング連盟 懲戒規程

## 第1条 (趣旨)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）内の秩序の維持をはかるため、理事会が必要と認めたとときに懲戒する諸事項を定めるものとする。

## 第2条 (懲戒該当事項)

役員、委員、職員及び会員、連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体（以下、「連盟加盟団体等」という。）及びその活動に関与する者にあつて、以下に該当する事項がある場合は懲戒する。

- (1) 連盟業務に関連して不当の利益を授受し、もしくは連盟に損害を与えた場合。
- (2) 故意又は過失によって、連盟の名誉を毀損させる行為があつた場合。
- (3) 業務遂行上正当な理由なく、越権専断の行為により職務を妨害した場合。
- (4) 連盟の内外を問わず、刑罰法規で有罪の確定があつた場合。
- (5) スポーツマンシップに関わる重大な不正行為に基づく対応処置が必要となった場合。
- (6) その他、各号に準ずる不都合な行為があつた場合。

## 第3条 (懲戒の種類および内容)

懲戒の種類および内容は次の5種類とし、原則として公表する。ただし、特に情状酌量の余地があるか、又は改悛の情が明らかであると認められる場合は、懲戒を免じて訓戒に止めることがある。

- (1) 譴責 始末書を提出させ戒告する。
- (2) 職務停止 始末書を提出させ、役員、委員及び職員としての身分は保有するが、一定期間職務に就くことを停止し、有給者は減給する。
- (3) 役員、委員等の解任 役員、委員及び職員については、本人に予告した日から10日後に解任し、役員、委員への就任資格を凍結する。有給者及び職員は諭旨解雇し退職金は減額支給する。
- (4) 会員資格、連盟加盟団体等資格停止又は取り消し 本人もしくは連盟加盟団体等に予告した日から10日後に会員もしくは連盟加盟団体等資格の停止又は取り消しをする。有給者及び職員が懲戒解雇に該当する場合の退職金は、原則として支給しない。
- (5) 前条第5項に係わる制裁処置 該当者には上記各項の処置の他に、一定期間レースへの関与を禁ずること、又はそれに準ずる制裁処置を行うことができる。

## 第4条 (懲戒委員会)

該当事項が発生した場合は、倫理委員会に於いて利害関係者を除き5名を選任して懲戒委員会を編成し、委員長を互選して審議する。

- 2 懲戒委員会には、該当事項に応じて必要な場合には、外部有識者を含めることとする。

## 第5条 (説明、証言、または弁護)

懲戒の審議にあたって証言又は弁護の必要を認めるときは、本人、証人もしくは参考人を出席させることができる。

## 第6条 (機密の保持)

懲戒委員会において機密事項としたものについては、出席した者はその機密を守らなければならない。

第7条 (決定及び通告)

懲戒の種類及び内容の決定は、懲戒委員会の3分の2以上の議決で決し、理事会へ決定通知を行うものとする。

- 2 理事会は、決定通知に基づき審議決定しその実施を行う。

第8条 (その他)

この規程に定めのない事項は、理事会が決定する。

- 2 第2条第5号に関して懲戒委員会が審議する事案は、最高審判委員会で処置された以外の付議事案を該当事項とする。
- 3 役員については、定款の関係条項に基づき事後対応する。
- 4 職員については、就業規則の懲戒条項と合わせて適用する。
- 5 会員もしくは連盟加盟団体等資格の停止又は取り消された者から再登録申請があった場合は、理事会で審査する。

附則

1. この規程は、平成18年 7月16日から施行する。
2. この規程は、平成24年12月 8日から改正施行する。
3. この規程は、平成25年6月15日から改訂施行する。